

フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市建設局が発注する工事において、フレックス工期による契約方式(受注者が一定の期間内で工事開始日(工事の始期日をいう。以下同じ。)を選択でき、これが書面により手続上明確になっている契約方式をいう。以下同じ。)を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 フレックス工期による契約方式を行う工事(以下「対象工事」という。)は、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事とする。

(工事開始期限日及び工事開始日)

第3条 発注者は工事開始期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。

2 工事開始期限日は、当該入札の開札予定日から実工期の30%を超えず、かつ、4箇月を超えない日としなければならない。

3 受注者は契約日の翌日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる。

4 受注者は契約日に工事開始日を定め、工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。

(工期の設定)

第4条 工事開始期限日から工期末日(工期の終期日をいう。)までの期間は、実工期を確保することとする。

(前金払の取扱い)

第5条 対象工事の前払金については、工事開始日の14日前から請求できるものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第6条 契約日の翌日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は発注者の責任において行うものとする。

2 契約日の翌日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日の翌日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

2 対象工事の受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に工事实績情報システム(コリンズ)に技術者を登録し、工事開始日から配置すること。

(経費の負担)

第8条 フレックス工期による契約方式により増加する経費は受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成29年8月15日から施行する。